

〔特集〕

県計画への質問状

〈その3〉

- 治山事業はどんなっている？
- 地すべりに救助対策を……
- 河川改修が気がかり……

- 海岸堤防が古いので危険……
- 失業対策はどう進めている？
- 家族計画はなぜ必要か？



〔問〕 さきごろ全国的な集中豪雨で、よその県では被害が続出したが、こんな時だけに思い出したように「治山」の重大さが叫ばれるようである。

熊本県ではこの治山事業について、どんな考え方でおられるのか、またどんな工事をおこなわれるのか、おしらせください。

〔阿蘇郡高森町 一住民〕

〔答〕 県の総面積のおよそ七割は林業地として木材や薪炭を生産しているばかりではなく、大切な水源となっており、いわば生産機能（経済効果）と保全機能（公益効果）の両方の役割を果しているのです。

ところで、山地をそのまま荒れるにまかせておきますと、山腹は侵蝕されて「野溪」ができます。延長が短く、勾配が急な川を溪流といひ、溪流のなかでも荒廃したものを「野溪」といいます。

野溪は、集水区域の山腹が荒廃して、砂礫を流出する場合には多く生じます。この野溪がどんどん大きくなると、河川に土砂を流し出し、これがつまりつもつて河床がだんだん高くなり、豪雨の時には川の水位が溢れるという危険を招くことになるわけです。

そこで、本県では「治山治水緊急措置法」にのっとり、山地治山事業計画をつくりました。すなわち崩壊地復旧工事、はげ山復旧工事、溪流崩壊防止工事、はげ山防止工事、地すべり防止工事などですが、すべてを一時にやってしまうことは不可能ですから、緊急度や経済効果などを検討し、年次計画を樹てて逐次実施しています。

流域別にみると、菊池川、白川、筑後川、大野川、緑川、球磨川、大淀川、五ヶ瀬川及び離島で、前述の各種治山工事を十カ年計画約二十億円の予算で完了する計画です。

そして、特に県下の重要河川である白川、球磨川、菊池川、緑川などの上流山地に重点をおいて、現在効率的に施工しています。

〔治山課〕



〔問〕 私の家の裏山が、雨期になると、毎年地すべりらしい現象を起し、今年も軒の一部が破損し、家も次第に傾いてきました。

県計画をみると、県下各地で地すべり対策工事を行っておられるようですが、私の場合、何か救助のみちがあるでしょうか。また、地すべり対策工事とは、どんな仕事をされるのですか、おたずねします。

（八代郡泉村 一農民）

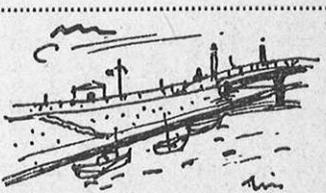
〔答〕 地すべり対策というものは、昭和三十三年四月に「地すべり等防止法」が定められ、それによって、実施されることになりました。

しかし、この法律は地すべりをして土地のすべてが適用されるものではなく、地すべり防止区域に指定されて、はじめ適用を受けるのです。

では、どのような土地が指定されるのか、ということをおたずねしてみよう。

まず本質的に「地すべり」かどうかが問題となります。いわゆるガケ崩れや、普通の崩壊現象とは違うのです。この点が一般には混同されがちです。

地すべりは、土地の一部が地下水等の原因でずれる現象で、このことが最も重要なことなのです。（あなたの場合、それがガケ崩れであれば、「地すべり等防止法」は適用されないのです。）



〔問〕 私は熊本市に住む一市民です。県は、雨期や台風の時になると水防態勢の強化充実を強調されるが、かんじんの河川改修の方はどう進んでいるのでしょうか。特に私たちにとっては、白川や坪井川の改修が気がかりです。

（熊本市寺原町 一市民）

〔答〕 県計画に盛り込まれた河川改修のほうから説明しましょう。

県下には河川法の適用河川が十七本（延長三五五軒）準用河川が二百十三本（延長一、三二五軒）あり、このうち改修を要する延長は二四％の四百一十軒に及び、改修の延長はわずかにその一〇の百二十軒です。

このため、全県下の田地面積八万三千軒の約五八％に当る四万八千軒と、人家六万五千軒が万一の場合氾濫のおそれがあります。

では、これをどうするかといえ、球磨川、菊池川、白川は建設省が直接施行するもので、昭和三十六年度以降改修延長八十七軒、事業費九十三億円です。そのうち、昭和四十五年まで

県が国から補助をもらって工事をしてる河川や、県単独で改修しなければならぬ。延長は三百二十四軒で、これには事業費百六十三億円を要しますが、このうち十カ年計画では、重点的に改修に努める考えです。

つぎに、ご心配の白川についてのべますと、昭和二十八年当時の二・五倍の流量がはけるよう計画洪水流量を二千五百立方メートルと決め、施行延長は川口から十六・二軒、総事業費五十七億五千万円で昭和三十一年度から着手しました。

昭和三十五年までは全体計画の一〇％しか進捗しませんでした。

〔河港課〕



横穴式ボーリング工法……地下水が3本のパイプから流れている。

それから指定の基準としては面積が五畝以上のもので、しかも次の項に該当するものでなければなりません。

①多量の崩土が川に流れ込み下流に被害を与えるもの。

②鉄道、県道以上の道路、または迂回路のない市町村道に被害を与えるもの。

③公共建物に被害を与えるもの。

④貯水量三万立方メートル以上の溜池、関係面積百畝以上の用排水施設、または利用区域面積百畝以上の林道に被害を与えるもの。

⑤農地十畝以上に被害を与えるもの。

このように指定の条件がある

本県では、これらの条件にあてはまる三十五カ所が指定され、このうち建設省所管は三十二カ所となっています。

しかし、指定されてもすぐに工事が施行されるものではなく、緊急度や、地すべりの規模等によって、県計画に従って実施をしているわけです。

また、住居に被害がある場合は、家屋の移転等に住宅金融公庫から、一戸当り三十万円、土地については三万円まで融資されることになっています。（三年据置き、十八年の年賦償還）

地すべり対策工事としては、地すべりの原因である地下水や地表水を早く排除するため、上の写真のようにパイプを挿入する「横穴式ボーリング工法」や「ジャックを地中に埋める「暗渠工法」等を行います。地表水の方は水路をつくり、またガケ崩れにはコンクリートや石垣などで補強する工法をとっています。

そこで、おたずねの地すべりについては、現地調査の上、この「地すべり等防止法」に該当する地域であれば、前記のような工事が、施行できるよう努力したいと思えます。（砂防課）

したが、十カ年計画では三十八億円投資し、全体計画の七六％の工事を進める計画です。

前期五カ年（昭和三十五年）から昭和四十年まで）では、江南地区の区劃整理事業と、小島町排水路工事の完成に重点をおいて計画しています。

これによって下流の小島町、中原町一帯と、市街地一帯はかなり洪水の危険を防ぐことができると思えます。

次に坪井川は、昭和六年から昭和十一年までの間に一応改修済みになっていましたが、昭和三十一年七月の豪雨出水の教訓により、改修当時の流量の三倍程度の流量がはけるように計画しました。

そして、坪井川は川口から十六・七軒、井芹川は合流点から六軒を総事業費二十億円で改修することになり、すでに三十三年度から工事に着手しています。

そして、最初の五カ年では、一億三千万円を投じて、下流附近の堤防の弱い部分と、流路の蛇行している区間から先に工事を進めて、氾濫を防ぐようになっています。